

# 相続税改正で 自筆の遺言が 利用しやすく

回答 ADVICE



司法書士  
しもたしろひろゆき  
下田代博之 さん

**Q** 自分自身で書く自筆証書遺言の制度が利用しやすくなるように法律が改正されたと聞きました。どのように変わったのですか？

## 相続法が 40年ぶりに大幅改正

2018年7月、相続法（相続に関する民法等の規定）が約40年ぶりに大幅に改正されました。

今回の改正は、配偶者の居住権を保護するための配偶者居住権の創設や、遺産分割前の預貯金の払戻し制度の創設、遺留分制度に關する見直しや、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行なった場合に相続人に対して金銭請求をすることができるとの制度（特別の寄与）の創設など、多岐にわたりますが、その中には、遺言制度の見直しも含まれます。

### 遺言制度の見直し

#### 自筆証書遺言の方式緩和

これまでの民法の規定による自筆証書遺言は、遺言者がその全文と日付及び氏名を自筆（手書き）で記載し、押印しなければなりませんでした。

この全文を自筆で書かなければならないという方式は、不動産や預貯金・有価証券等財産がたくさんある方には相当な負担でありました。

これに対し、改正相続法による

新しい自筆証書遺言の方式では、遺言の対象である財産を記載した相続財産の目録の部分に関しては、自筆でなくとも、パソコンによつて記載した財産目録や不動産登記事項証明書、通帳のコピーを添付しても良いことになりました。

ただし、パソコン等で作成した財産目録や通帳等のコピーには、その各業に遺言者が署名押印をしなければなりません。

なお、改正相続法の施行は原則として2019年7月1日からですが、この自筆証書遺言の方式の改正については、先行して2019年1月13日から施行されます。

#### 法務局における遺言書の保管等に関する法律

さて、前記の相続法の改正と同時期に「法務局における遺言書の保管等に関する法律」も成立公布されました。

ご本人が自筆で書いた遺言書は、公正証書遺言と異なり、自宅内で保管されることが通例で、ゆえに亡失したり、場合によっては第三者に隠匿されてしまったりする可能性もあります。

その自筆の遺言書を遺言者自身の申請により公共機関である法務局において保管してもらうという制度が新たに創設されます。

法務局で遺言書原本を保管してもらふことにより、遺言に関する情報が公的に管理され、また家庭裁判所での検認手続が不要になります。

この法務局における遺言書保管制度が運用されるようになれば、自筆証書遺言は国民にとって格段に使いやすくなるようになりますが、こちらの法律の施行は2020年7月10日と定められていますので、実際の運用までは、まだしばらく時間がかかります。

## POINT

- 自筆証書遺言の方式の財産目録部分は自筆でなくても良い
- 法務局での自筆証書遺言の保管は2020年から